

家計急変世帯等に対する 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

- 『家計急変世帯等に対する緊急支援給付金』は、令和4年1月以降に予期せず家計が急変したことで収入が減少し、住民税非課税相当となった世帯を支援する給付金（1世帯あたり5万円）です。
- 給付金を受給するためには、**申請が必要**です。
- 非課税世帯に該当する世帯には、既に確認書を発送しています。

給付金の支給額

1世帯あたり5万円

給付金の支給時期

神崎市が申請書・申立書を
受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請について

◆支給対象となる世帯

予期せず家計が急変した影響で、令和4年1月以降の収入が減少し、**世帯全員が『住民税非課税相当』**となった世帯

※『住民税非課税相当』の判定は、裏面の簡易計算表で個人ごとにご確認ください。

【注意】以下の世帯は対象になりません

- 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯
※子（課税）に扶養されている両親（非課税）のみの世帯や親（課税）に扶養されている学生（非課税）の単身世帯等
- 『住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金』の支給を受けた世帯
- 上記については、生活保護受給世帯も同様

◆申請に必要なもの ※詳細は申請書の裏面をご確認ください。

- 申請書、申立書
(設置場所：税務課・政策推進課・福祉課・社会福祉協議会 等)
- 添付書類【各種書類の写し】
(収入の状況が確認できる書類、本人確認書類、口座確認書類 等)

申請期限

令和5年1月31日（火）まで

提出先

神崎市役所 税務課



！ 予期せず家計が急変したことの影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。